

麻薬小売業者免許継続申請等にかかる留意事項

1. 麻薬小売業者免許申請について

対象者

令和7年12月31日で現在の免許の有効期間が満了し、引き続き令和8年以降も免許を必要とする者。

提出先と申請方法

麻薬業務所の所在地の管轄窓口(裏面)に持参

(薬務課管轄内のみ、手数料を事前に納付書で納付している場合は郵送(レターパックプラスか簡易書留)可能)

提出期間

令和7年9月1日(月)～9月24日(水)(必着)(土日祝日除く) 9時～12時、13時～17時

(ただし、大阪府各保健所の管轄地域の麻薬業務所については各保健所の提出期間に準ずる。)

申請に必要なもの

- ☐ 継続免許申請書 (新規の麻薬小売業者免許申請書の様式を用いて、継続申請することも可能)
- ☐ 手数料 3,900円
- ☐ レターパックプラス (新しい免許証を郵送での受取を希望する場合)

添付書類

- 開設者(申請者)が**個人**の場合
 - ☐ 診断書 (診断日から1ヶ月以内のもの)
- 開設者(申請者)が**法人**の場合
 - ☐ 診断書 (診断日から1ヶ月以内のもの。業務を行う役員について)
 - ☐ 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) (発行日から6ヶ月以内のもの)
 - ☐ 業務を行う役員(取締役)の画定図(業務分掌表又は組織図) (業務を画定している場合のみ)

申請時の注意

- 添付書類は、薬局などの医薬品医療機器等法関係の手続きで、同一内容の書類が既に大阪府知事あてに提出されている場合のみ省略できます。ただし、法人役員の診断書に代えて疎明書を提出している場合は、診断書の省略はできません。
- 同一申請者が、複数店舗の麻薬小売業者免許を同時申請する場合、1店舗の申請書に当該書類を添付していれば他店舗は省略できます。

手数料納付

- 大阪府 健康医療部生活衛生室**薬務課(本館6階)**に申請する場合・・・

①POSシステムを用いた大阪府手数料納付窓口での納付

- ・府庁 本館1階:りそな銀行大手支店内 9時～17時 (月～金曜日(祝日除く))
- ・府庁 別館1階:エントランス内 9時15分～12時、13時～17時30分 (月～金曜日(祝日除く))

②納付書を用いた納付 同封の納付書を用いて指定金融機関で納付し、申請書とともに納付済証を提出

- 大阪府 茨木・守口・藤井寺・泉佐野の**各保健所**に申請する場合・・・各保健所内会計窓口(現金のみ)

2. 麻薬年間届について

対象者

令和7年9月30日現在、麻薬小売業者免許を有する者。

提出先と提出方法

麻薬業務所の所在地の管轄窓口（下表）に持参、郵送（レターパックプラスか簡易書留）又はオンライン

- ・大阪府 健康医療部生活衛生室薬務課に提出する場合……1部
- ・大阪府 茨木・守口・藤井寺・泉佐野保健所に提出する場合……2部

※ 薬剤師会でとりまとめて提出する場合は、麻薬年間届を名簿順に並べて提出してください。

なお、既に麻薬小売業者でなくなった薬局については、名簿を赤線で消し、記載されていない薬局については、名簿の末尾に赤字で追記してください。

提出期限

令和7年12月1日（月）（郵送の場合、必着）

年間届の注意

- 提出した麻薬年間届の控え（コピー）を保管しておいてください。
- 麻薬を所有しなかった場合も提出してください。

3. 麻薬小売業者免許証返納届について

対象者

令和7年12月31日で現在の免許の有効期間が満了し、継続して令和8年1月1日からの免許を受けた者。

（令和7年12月31日の有効期間満了と同時に業務廃止し、令和8年1月1日からの新しい免許の申請をしない場合は、返納届ではなく業務廃止届（現在の免許証を添付）及び麻薬現有量届（在庫がある場合は、免許の失効による麻薬譲渡届または麻薬廃棄届も必要）を提出してください。）

提出先 麻薬業務所の所在地の管轄窓口（下表）に持参又は郵送（レターパックプラスか簡易書留）

提出期限

令和8年1月15日（木）（郵送の場合、必着）

提出に必要なもの

- ☐ 麻薬取扱者免許証返納届
- ☐ 有効期間が満了した麻薬取扱者免許証

業務所の所在地	提出先（窓口）	住所・電話番号
大阪市、堺市、東大阪市	大阪府健康医療部 生活衛生室薬務課 麻薬毒劇物グループ	〒540-8570 大阪市中央区大手前 2-1-22 直通 06-6941-9078 代表 06-6941-0351 内線 2558
池田市、能勢町、豊能町、箕面市、豊中市、 吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町	茨木保健所 生活衛生室薬事課	〒567-0813 茨木市大住町 8-11 072-620-6706
枚方市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、 大東市、寝屋川市	守口保健所 薬事課	〒570-0083 守口市京阪本通 2-5-5 06-6993-3135
八尾市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、 富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村	藤井寺保健所 生活衛生室薬事課	〒583-0024 藤井寺市藤井寺 1-8-36 072-952-6165
和泉市、泉大津市、忠岡町、高石市、岸和田市、貝塚市、 泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町	泉佐野保健所 生活衛生室薬事課	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋 583-1 072-464-9681

◆各種申請書・届出書等の様式については別添資料【大阪府ホームページの案内】を参照ください。